

「自動車登録のあり方に関する検討会」第3回議事概要

1. 日 時 平成 22 年 12 月 17 日（金） 15:30～18:00

2. 場 所 国土交通省国際会議室

3. 委員からの主な発言

（1）OSSの利用拡大全般について

- OSS の利用拡大のためには、長期的には、住民基本台帳カードを普及させるべきであり、関係省庁が連携して取り組むべきである。短期的には、別送方式を取り入れるなどして、対応すべき。安易に書類を簡素化するのは危険である。
- 住民基本台帳カードが普及しないのは、その取得にメリットが少ないからではないか。現在でも同カードの利用価値は OSS と e-Tax くらいしかないように思われる。
- 自動車登録の窓口での手続きは、既に円滑・便利なものになっている。既に便利な窓口手続きに比べて OSS は更に便利になっているか、という意味で考えると、①自動車登録はナンバープレート及び封印の取り付けという自動車ユーザー自らには物理的に困難な手続きがあること、また、②住民基本台帳カードの取得や電子申請関連の知見を要するなどのハードルがある。
- 自動車メーカー側では、2005 年 12 月末の時点から技術的に OSS に対応する環境を構築した。現在 10 都府県で導入されているが、他の自治体が導入しても即応できるようになっている。

（2）添付書類の簡略化について

- 自動車検査証の記載事項は厳密に確認された事項であり、地方税の納税や自賠責保険の取扱い等の官民の他制度で活用されており、原点において考えられた役割より肥大化した役割となっている。所有者・使用者が同一でない場面で希望により交付される自動車検査証の様式の導入だけでも、反響が大きかったところ、自動車検査証の記載事項の更なる簡素化は難しいのではないかと。
- 中間登録では、相続や破産を原因とする登録があり、この場合は関係書類が多い。OSS を中間登録に拡大する場合、過誤の無い審査をする必要性を考えると、書面の簡素化には限界があるのではないかと。
- 手続きの電子化を進める以上、添付資料については、できる限り減らすべきである。例えば、委任状に実印は不要とし、ディーラーで委任状を保管し、国への提出義務を無くすべき。自賠責保険証明書も電子的に処理できるのではないかと。
- 登録識別情報制度のセキュリティを向上した上で、同制度をベースに OSS シ

ステムの手続きを拡大すれば、本人確認のための印鑑登録証明書・委任状等の添付書類は不要となるのではないか。

- 譲渡証明書の簡略化も進めるべきであるが、不動産の世界と比較すると自動車の譲渡証明書はその様式・盛り込まれる内容からみて非常に簡素なものであり、今のようなものであれば、そもそもの必要性から見直すことも可能ではないか。
- 自動車検査証の車内備え付け義務と申請時の添付義務から生じる、登録申請時に自動車運行ができない現状については、例えば車検証の附票を作成し、登録申請時は、自動車検査証を提出せず、申請に基づき附票を運輸支局が送付する（自動車検査時に附票情報を新検査証に反映する）ことでクリアできるのではないか。また、仮に自動車検査証の車内備え付け義務を見直すのであれば、自賠責保険証明書についても併せて議論をすべき。

(3) 本人確認方法について

- 本人確認方法については、新所有者については不動産登記と同様で良いのではないかと考える。
- 住民基本台帳カードは、本人確認方法の代替手段と考えられるところ、残念ながら普及していない。しかし、発想を転換して同カードの普及を考えるべき。電気製品のエコポイントを住民基本台帳カードに貯める、といった普及促進策を考えてはどうか。
- 本人確認手続きの簡素化について、不動産登記と同様に新所有者に認印と住民票を求めることについては、車と不動産の性質の違いを再度考えるべき。自動車登録制度が自動車の流通の基礎となっている現状に鑑みると、新所有者についても厳格に本人確認を行うことは必要ではないか。実印及び印鑑登録証明書は必要。簡略化できるのは、ディーラーからの移転登録など、限られた場面であろう。
- 実印及び印鑑登録証明書の代替手段については、本人確認ができるかどうかで考えるべき。認印で本人確認できるとすると、本人成りすましによる徴税逃れ、運行者責任の回避などの問題が生じる可能性がある。よって実印及び印鑑登録証明書による確認は必要。
- 本人確認方法として不動産と比較をしているが、不動産で登記権利者から認印及び住民票を求めるのは、当該登記権利者が虚無の者でないことを確認するためである。存在確認であり、意思確認ではない。自動車登録において、意思確認にあたっての本人確認手段を住民票とするのであれば、不動産とは並びが取れていないことになる。
- 不動産登記でも、オンラインで行う本人確認は住民基本台帳カードのみである。同カードが普及していないことの問題はどのオンライン申請にも共通であり、総務省に關係省庁は強く働きかけるべきである。

(4) 申請方法及び交付物の受け渡し方法について

- 交付物の受け渡し方法について、余程大胆な制度変更を行わない限り、簡略化は限られた場面となり、大きな進展はできない。
- 交付物を郵送で取り扱うのは現実的な選択肢だが、煩雑な取り扱いとなる。また、郵便が届いたかどうかでトラブルとなる可能性もあり、賛成できない。
- OSS のメリットを再認識すべき。本来は、住民基本台帳カードを活用して、国民が申請するものであったが、同カードの普及が頓挫したため、代理人による OSS 申請に限って一部添付資料を別送する取扱を導入しているのが現状。OSS システムは国民に使いやすいものとすべきであり、現在の印鑑登録証明書別送方式が国民に認められていない現状は問題である。
- 中間登録を平成 24 年度に地域拡大・手続拡大するのは困難ではないか。現行の新車・新規登録に集中し、国民からの印鑑登録証明書別送方式を可能とし、発生する郵送対応として一部書類の取扱を有資格者による代理人制度を活用してはどうか。
- 車検証を郵送で取り扱う場合、記載変更期日、手続完了期日がいつになるのか、分からなくなる。自賠責保険料が変更になるタイミングでは、この期日が重要になるところ、その確認方法を担保して欲しい。
- 自動車の登録手続では、ナンバープレート、保管場所標章など、物の流れが不可避免的に発生する。OSS を推進していく上では、この不可避免的な物の流れを集約して一括で済ませられるよう、政府として取り組むべき。
- 交付物の受け渡し方法については、一括でできるように工夫するのが良いと考える。現在、国土交通省の範囲内ではかなり達成されているが、関係省庁との連携が十分ではない。一般的にワンストップ化の取り組みで、省庁の壁を乗り越えられていないことは多い。OSS も同様であろう。
- 運輸支局あて申請書類の郵送あるいは電子的登録申請の方法により、申請時の出頭義務を緩和できる。郵便の活用については、本人限定受取郵便の制度もあり、こういった制度の活用が必要となるであろう。

(5) その他

- 今回の検討会は、毎回テーマが大きく、各々のテーマについて、引き続き議論を進めていく必要があると認識しているが、全てをパッケージで議論しては最終的には何も実現しなくなる。すぐに実施可能な事柄と、時間をかける事柄を分け、前回の封印についての議論など、すぐに実施可能な事柄は迅速に取り組むべき。
- 政策グランプリで提案されていた、住所確認手段として免許証の写しを活用する話については、問題があると考えます。本人確認のうち、住所を公的に確認する

- 手段は住民票である。免許証は住所を確認することが主目的の証明書ではない。
- 変更登録のあり方を見直して欲しい。転勤のケースなどで変更登録がなされていないことが多い。リコールの際に通知が届かないことから問題となっている。ナンバープレートを変えずに変更登録を申請できるように制度を見直してはどうか。保管場所証明についても届出にできれば、書類申請のみで変更登録が可能となり、現住所の更新が促進されるだろう。
 - 自動車購入時のクレジットを完済した後に、登録を行わないケースが多く、クレジット業界の負担となっている。Bタイプ車検証の移転登録を現所有者側から申請できるようにして欲しい。
 - ICT を活用した自動車登録手続きの簡略化・電子化については、賛成である。国民負担の軽減は、国民目線で行って欲しい。
 - 稼働地域の拡大、保安基準適合証の電子化、継続検査時の自賠責保険加入確認など、現状でも電子化できる部分があると思う。
 - 将来的には、自動車税の電子納付・電子的納税確認、OSS 内での検査登録手数料の電子納付、車検証に自賠責保険付保状況を掲載、MOTAS 内でリース車両を明確化、といった対応を希望。

以 上